

国民年金システム 標準仕様書（1.3版）案に 対する意見照会 説明資料

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社（「地方自治体における情報システム（国民年金）の
標準仕様書作成に向けた調査研究等 一式」事業 受託事業者）

2024年11月18日

目次

1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的	2
2. 意見照会実施概要	7

1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

1.1. 自治体システム標準化等の目指す姿

住民サービス向上に係る工数・予算の原資を捻出するために自治体における職員の業務負担軽減、システム構築・維持費の削減が必要であり、これを実現するために業務プロセス・情報システムの標準化等に取り組んでいます

業務プロセス・情報システムの標準化等により目指す姿

各地方自治体の業務プロセス、情報システムがバラバラ

A システム整備の
主体

重複投資により人的・財政的負担が大きい

- ・ システムの維持管理・制度改正による改修を個別対応せざるを得ない
- ・ 各自治体で独自開発やカスタマイズがある

B 先端技術の
導入状況

AI、RPA等の先端技術を活用しにくい

- ・ 単独での利用だと、高価なAI、RPA等の先端技術を取り入れにくい
- ・ 単独での利用だと、学習データも少なく学習効果を高められない
- ・ 業務プロセスが他自治体と異なるため、RPAシナリオを共同利用できない

C ベンダの
競争環境

ベンダロックイン

- ・ システム仕様がバラバラの結果、他ベンダへの移行が困難であり、競争が働かず割高になる

D 業務の
統一状況

住民・企業等にとって手続きが不便

- ・ 社員の住所地によってバラバラな様式・帳票に対応する必要
- ・ 紙の申請書に記入し、窓口申請が必要

標準的な仕様によるシステム調達・サービス利用

汎用性の促進・割勘効果による人的・財政的負担の減少

- ・ クラウドサービス利用に移行しやすくなり、制度改正対応や更新時の負担を削減
- ・ 共同化がしやすくなり、重複投資を削減

割勘効果によるAI、RPA等の先端技術の導入促進

- ・ 共同化がしやすくなり、AI・RPA等の先端技術を安価に導入可能となる
- ・ 学習データの増加により、AIの質が向上する
- ・ 業務プロセスの標準化によりRPAシナリオを共同利用可能となる

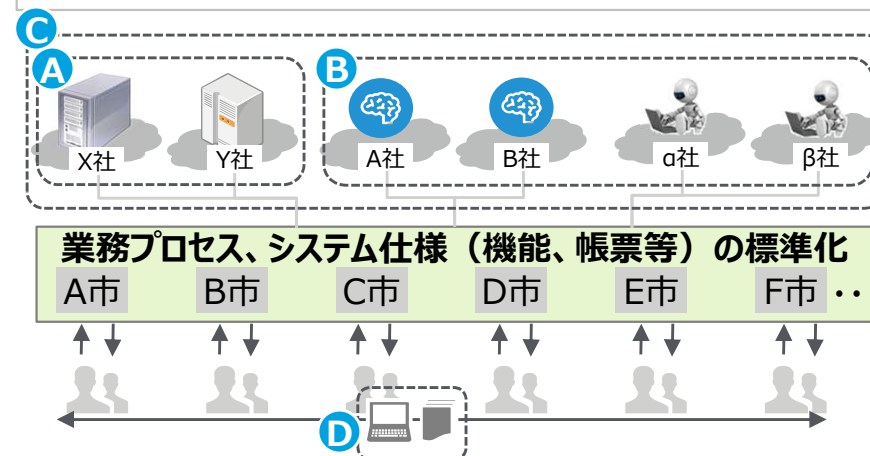
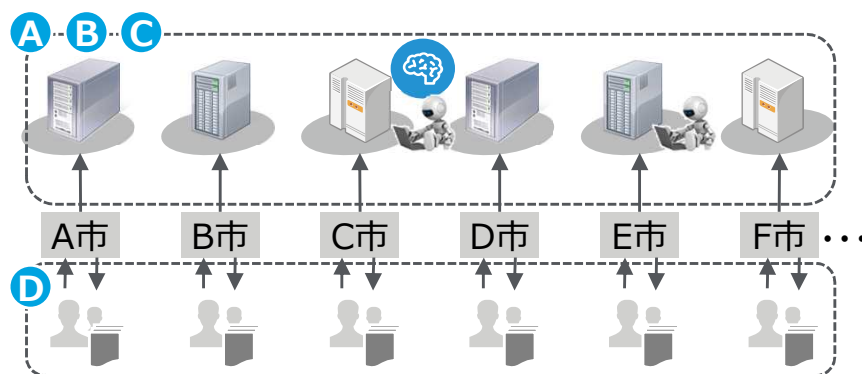
ベンダ間の競争促進による調達コストの低減

- ・ 各自治体が各社の製品を自由に選択・入れ替え可能となり、競争環境が確保される

様式統一・オンライン化による住民・企業等の利便性向上

- ・ 異なる自治体にも統一した様式・帳票にて提出可能となる
- ・ マイナポータルとの連携を含めたオンライン申請を促進

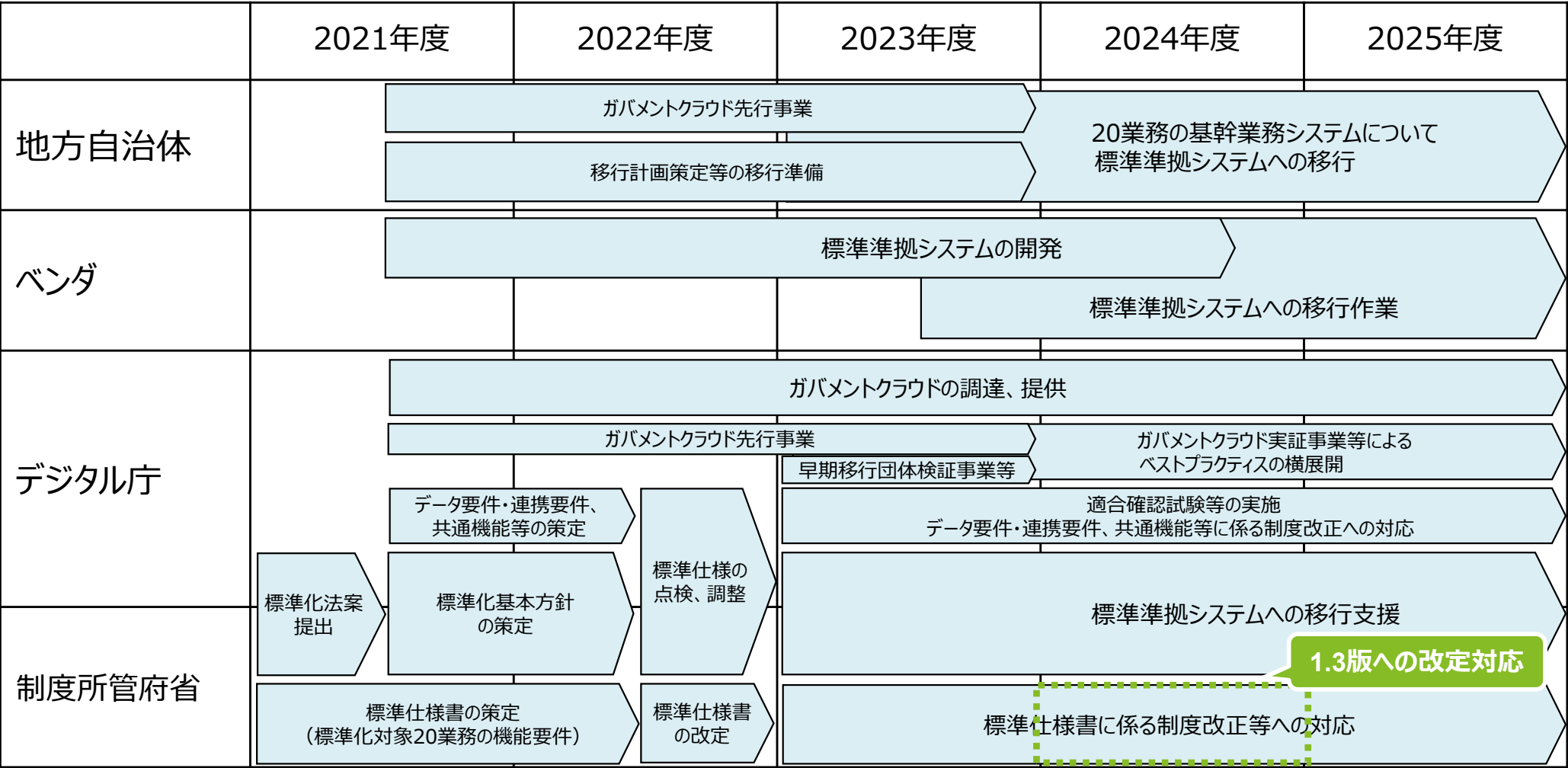
イメージ



1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

1.2. 業務プロセス・情報システム標準化のスケジュール

令和4年度3月末に発出した標準仕様書（1.1版）を基に、制度改正等を踏まえた標準仕様書の改定を継続的に実施します。
 令和6年度においては仕様書の精度向上を目的とした1.3版への改定対応を行っています

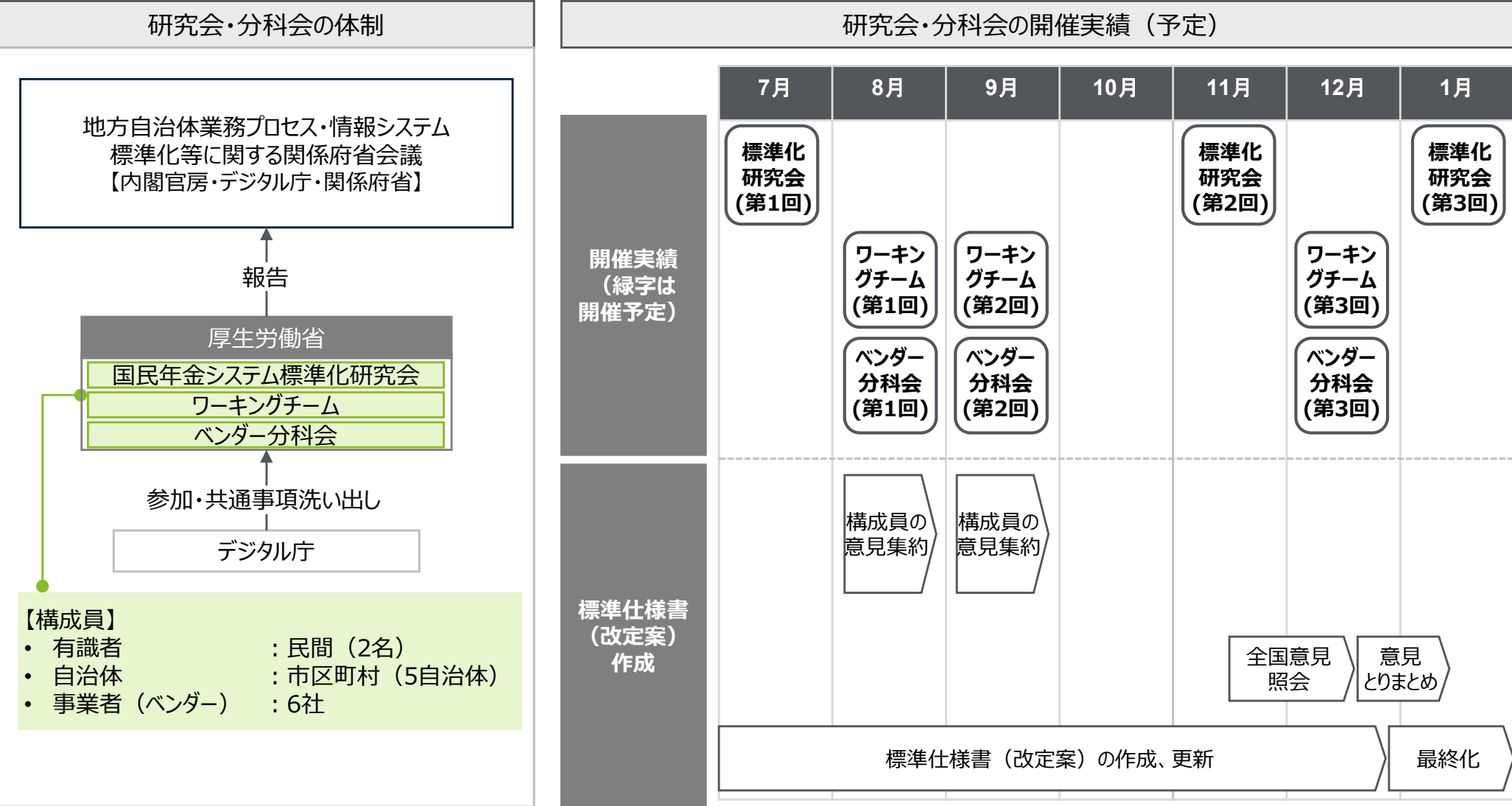


※地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール ※R5.6月デジタル庁資料

1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

1.3. 標準仕様書（1.3版）の策定の進め方

令和6年度は、各3回のワーキングチーム及びベンダー分科会と研究会の計9回の協議、並びに全国意見照会の結果を踏まえて、標準仕様書（1.3版）をとりまとめていきます



1. 標準仕様書（案）意見照会の背景と目的

1.4. 令和 6 年度における意見照会対象

令和 6 年度は令和 7 年度末までの移行完了を実現すべく、移行に影響が生じない範囲で改定対象を定めています。そのため事務局が改定の対象とした要件のみを意見照会の対象とします

令和 6 年度の改定方針

標準化完了期限である令和 7 年度末までは標準仕様書にて定義されている内容を検討範囲内として、標準仕様書として誤っている内容や他システムとの横並びでの調整事項の反映等、自治体や事業者の標準化移行支援に資する対応を優先して行います。
また、現在の標準仕様書では定めていないものの、自治体からの意見に基づいて業務の効率化やシステム運用費の削減、国民の利便性に資する要件について、継続的に検討のうえ、令和 7 年度の標準化移行後に取込みを行います。

令和 6 年度の意見照会対象		○：意見照会対象、 ×：意見照会対象外	
	事務局が改定の対象とした要件※	事務局が改定の対象としなかった要件	
機能・帳票要件	○	×	

※資料2-2 標準仕様書 機能・帳票要件一覧が対象となります。

令和 6 年度意見照会対象の具体例

資料2-2 標準仕様書 機能・帳票要件一覧から一部抜粋

大域	中域	小域	機能名称	機能ID	機能要件	変更区分	要件の考え方・理由	備考
30共通		0.1標準		0260001	以下の項目で標準であること 【対象項目】 個人番号、世帯主番号、年金コード、氏名(漢字・カナ・ローマ字)、旧氏・通称、生年月日(西暦・和暦いずれの標準も可)、性別、住所(別(市町村)、住所記述(住所外)、宛番番号、住所) ※氏名(漢字・カナ)、旧氏・通称等氏名関連項目をまとめて集約し標準で可 ※対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当した対象者すべてを一覧で確認できること	実施必須機能	・業務系業務との他システム連携機能において、国民年金用別名簿、税務情報等の情報については、最新情報を保持する住所記録システムや個人住所帳システムを参照する仕様を廃止する。ただし、処理速度やシステム負荷の観点、あるいは、各市区町村における移行完了までの経過期間の運用を考慮し、必要に応じ、「旧氏・通称等の情報を保持した標準仕様より、世帯や所得情報を含むデータとして保持する」パターンや「旧氏・通称等の情報を保持し、利用時に保持した標準仕様(前項)より必要な世帯や所得情報を取得する」パターンの採用も可能である仕様とする。	【第11節】 (実装) 氏名(漢字・カナ・アルファベット) ● 氏名(漢字・カナ・ローマ字) (追加) 氏名(漢字・カナ・ローマ字)、旧氏・通称等氏名関連項目をまとめて集約し標準で可 ※対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当した対象者すべてを一覧で確認できること (削除) ・姓(もしくは住所(地番含む))
30共通		0.1標準		0260002	以下の項目で標準であること 【対象項目】 住民番号、世帯番号、電話番号、方角、行政区、登録住所番号、旧年金番号(過去の登録住所番号(登録住所番号の統合前の番号を含む))、旧市区町村(税入前の区に相当)、住民記録(住所・通称)、職別・職業(職業・職業別、職業・職業別、職業・職業別) ※氏名(漢字・カナ・ローマ字)、旧氏・通称等氏名関連項目をまとめて集約し標準で可	標準オプション機能	・生年月日の標準については、範囲標準も必要に応じて可とする	行政区域指定番号 ・行政区域指定番号 【第11節】 (実装) 氏名(漢字・カナ・アルファベット) ● 氏名(漢字・カナ・ローマ字) (追加) 氏名(漢字・カナ・ローマ字)、旧氏・通称等氏名関連項目をまとめて集約し標準で可 ※対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当した対象者すべてを一覧で確認できること (削除) ・姓(もしくは住所(地番含む))

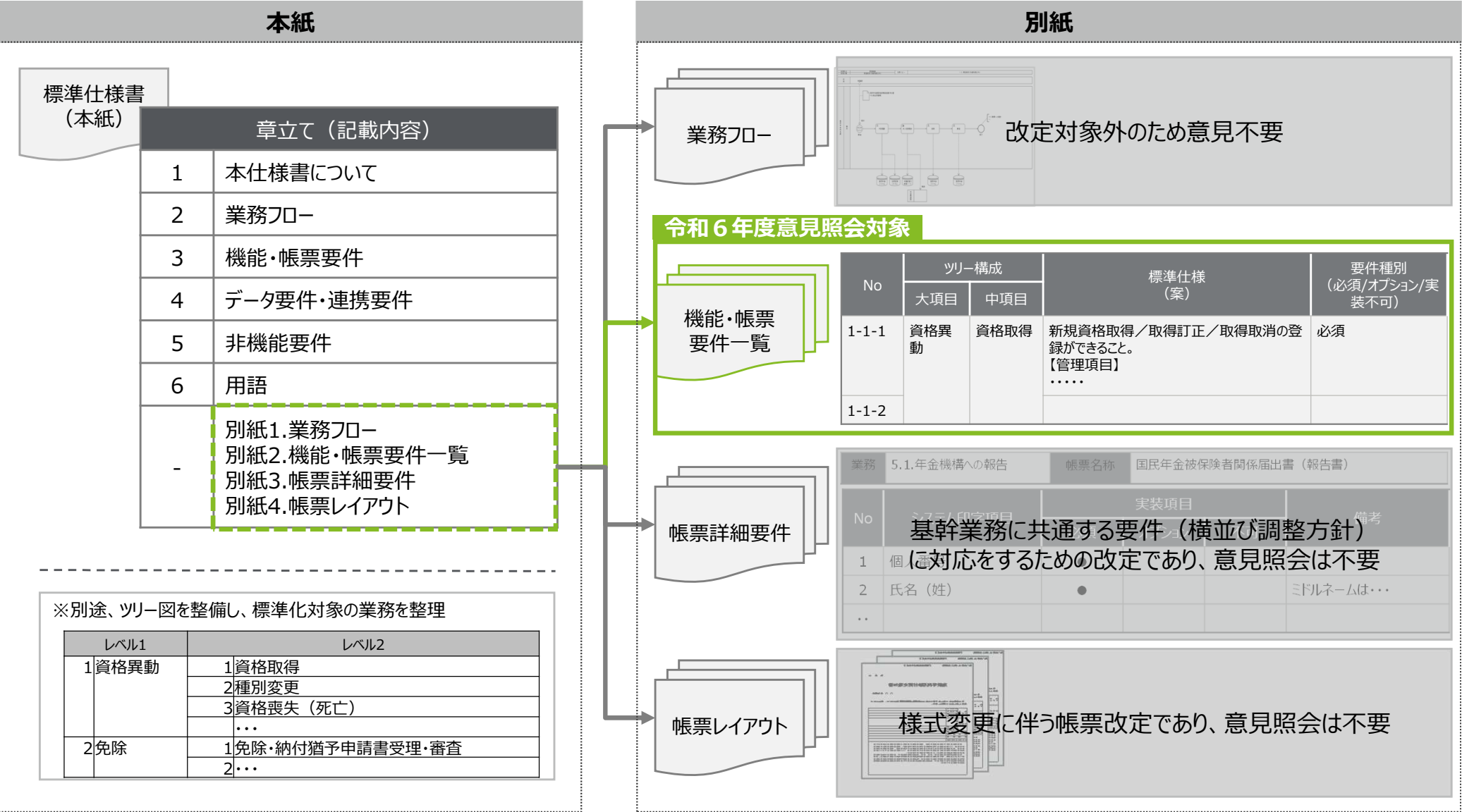
緑色のセルが改定対象になります。当対象についてのみご意見をお願いします

2. 意見照会の実施概要

2. 意見照会実施概要

2.1. 意見照会対象 – 標準仕様書（1.3版）案における改定対象 –

令和6年度改定の対象は標準仕様書の別紙の機能・帳票要件一覧のみになります。



2. 意見照会実施概要

2.2. 質問項目（1/2）

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式となります。
詳細は記入要領及び回答票の記入例をご確認ください

（１）団体・担当情報

①団体区分	②都道府県名	③市区町村名／ 事業者名	④部署名	⑤担当者名	⑥電話（外線）番号	⑦電子メールアドレス
記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須
4:市	〇〇県	〇〇市	国保年金課	鈴木 太郎	045-XXXX-XXXX	XXXXXX@XX.lg.jp
1:指定都市						

（２）機能・帳票要件

No.	① 回答元	② 大項目	③ 中項目	④ 機能ID	⑤ 改定(案) 機能要件	⑥ 改定(案) 要件種別	⑦ 改定(案)要件の 考え方・理由	⑧ 改定(案) 備考	⑨ 要件別確認事項
	記入必須	記入不要							
入力例	〇〇市	2.免除	産前・産後免除申 請書受理・審査	250	行政区別に異動報 告書を作成できるこ と	標準オプション機能			【要件別確認事項】 当該機能要件の可否を回 答してください。
2									

⑩-1 要件別確認 事項(回答)	⑩-2 要件別確認事項(理由)	⑪ 意見有無	⑫ 意見の種類	⑬ 要件種別	⑭ 意見発出理由	⑮ 根拠法令・通知等の 詳細な理由	⑯ 意見発出者	⑰ 要件(修正後)
条件により 記入必須	条件により 記入必須	記入必須	条件により 記入必須	条件により 記入必須	条件により 記入必須	条件により 記入必須	記入必須	条件により 記入必須
必要	〇〇業務で使用する 機能。その機能がない と〇〇業務の遂行が 困難	2.意見あり	5:要件種別変更	2.必須	5.その他	標準オプション機能のままでは移 行に影響が生じる	1:担当課	

2. 意見照会実施概要

2.3. 回答期間及び回答方法等

意見照会の回答期間及び回答方法等は以下のとおりです

◆ 意見照会期間及び提出期限

[期間] 令和6年11月18日（月）～12月2日（月）

[提出期限] **12月2日（月）17時**

◆ 回答方法

- 回答票の記入例を参考に、回答をお願いします。
- 回答結果は、【調査の内容に関する問い合わせ】デロイト・トーマツコンサルティング合同会社（P.12）へ電子メールにてご提出ください。

◆ 回答結果の取り扱い

いただいたご意見については、事務局で整理の上、研究会にて取り扱いを討議させていただきます

意見照会結果の取り込みの方法（イメージ）

意見照会
回答

意見の分類と対応の考え方

分類	事務局における対応
討議事項	✓ 意見を整理・集約、論点として整理し、研究会に上程する
指摘	✓ 標準仕様書（本紙/機能・帳票要件一覧/帳票詳細要件）を修正する
質問	✓ 回答を作成する ※研究会の参考資料に添付

ご意見を反映

第三回研究会



討議結果反映

機能・帳票要件

2. 意見照会実施概要

2.4. 留意事項等

ご回答にあたっては、以下の留意事項等を参照の上、記載願います。

◆ 留意していただきたい事項

- 標準仕様書（案）は、令和6年度の調査研究事業において作成したものです。本意見照会は、標準仕様書（1.3版）案に対し全国の市区町村及び事業者意見に求め、標準仕様書を確定することを目的に実施します。
- 「国民年金システム標準化研究会」における検討資料等につきまして、厚生労働省のホームページに掲載しています。

研究会掲載URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_me.html

標準仕様書掲載URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_std.html

- 当該内容をご確認いただき、標準仕様書（1.3版）案へのご意見をお願いいたします。

問い合わせ先

ご質問等がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします

◆ 問い合わせ先

【調査の内容に関する問い合わせ】

デロイトトーマツコンサルティング合同会社
(厚生労働省年金局事業管理課調査研究事業受託業者)

メール：
hyojun-kokunen@tohatsu.co.jp

【調査の主旨、制度に関する問い合わせ】

厚生労働省年金局事業管理課
標準化担当

メール：
hyoujunka-nen@mhlw.go.jp

※ 本意見照会について、管轄の地方厚生（支）局及び日本年金機構（年金事務所、事務センター）では対応できないことから、問い合わせはお控えください

EOF